茶の間

モノもうす

みなさんの声、意見をお寄せください。
＝六百字以内＝

とい

昨年は何かと生活保護について新聞紙上でもさわがれたので、ご記憶に残こっている方もあるかと思います。

暴力団の殺人未遂男が医療扶助を受けて入院していた事実が明るみに出ましたが、何かしらスッキリしない気持ちです。

生保、医療扶助はどのような基準に基づいて行なわれているのでしょうか。

私の知っている所では、生保を受けながら高級なテレビ、自転車を買い、年間の保有米以上の水田を耕作し、農作業のひまなときは土方に行き、近所の人もうらやむくらいの生活をしている家があります。

生保を受けている中には、このような生活をしている人達が数多くあると思います。一度、生保を受けると、いつまでものんべんだらりと受けるのではなしに、本当に困っている人が受けられるよう、生保家庭は努力してもらいたいと思います。

また、部落にいる民生委員や福祉の方はもう少しくわしく調べていただきたいのです。

こんごの南国市のためにも、市民みんなで考えてみてはどうでしょうか、……係員のご回答をお願いします。

＝一市民より＝

こたえ

生活保護法には生活、住宅、教育、生業、医療、出産、葬祭など七つの扶助があります。これはあくまでも国の決めた生活基準額に満たないとき、他法、他施策でも救うことのできないとき始めて適用を受けることができます。

生活保護

適用世帯は、これでよいのか!!

市民・福祉事務所

市民総ぐるみで・不正受給の摘発を

だから、その世帯のあらゆる収入はすべて収入として認定され、かつ法にもとずいた公的な貸し付け金以外での借金の返済は認められていません。また、電気冷蔵庫など所持することのできないものもあります。テレビ（カラーを除く）など所有の認められたものであっても、これが購入についてはその経費活用の有無などが問題となります。

もとより適用世帯は自立更生のため最大限の努力をなすべきであって、生活保護の上にあぐらをかくことは許るされていませんが、ご指摘のような世帯や偽装離婚など故意に不正受給をしている世帯が、八百余りの適用世帯のなかにはあろうかと思われます。そのため、担当職員と民生委員はその世帯の実体をつかむよう調査活動をしている訳けですが、その確証を得ることがむつかしく苦労しています。

そこで受給者本人の自覚はもとより、住民の方々のご協力を得なければとても適正な保護行政を行なうことはむつかしい状態にありますので、不正受給と思われる世帯がありましたら、そのものの氏名、実状を事務所なり、警察署へご連絡ください。

悪質な不正受給を行なったものは、保護費の返還はもとより、刑法により処罪されます。現在、本市で不正受給によって、保護費の返還命令をした世帯は十数件、二百万円ほどにのぼります。

生活保護に要する市の予算は約三億円で、総予算の三十若に当りその七割は国費ですが、残こり三割は市費でまかなわれています。

生活保護の適正化は全国的に叫ばれている昨今です。事務所としても基本方針をこの保護の適正化に向けています、これが実効をあげるためにも、市民総ぐるみで不正を許るさぬようご協力をお願いし、ご回答とします。

（福祉事務所長）

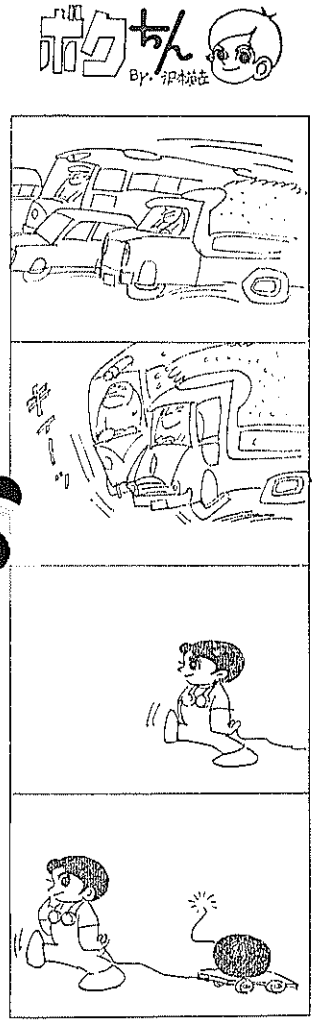

お知らせ

四国電力の電柱敷地料は、農協を通じて毎年3月までに支払われます。

あなたの貯金口座を、もよりの農協でおたしかめください。

ご不審の場合は、近くの四国電力営業所（営業店）へお問い合せください。